

浜松市規則第 2 4 号

浜松市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜松市動物の愛護及び管理に関する条例（令和 6 年浜松市条例第 2 7 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(飼い犬の飼養等の表示)

第 2 条 条例第 8 条第 6 号の表示は、飼い犬飼養票（第 1 号様式）とする。

(飼い犬の係留)

第 3 条 条例第 9 条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 展覧会、競技会その他これらに類する催しに出場させる場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認める場合

(飼い犬の加害の届出)

第 4 条 条例第 1 0 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 届出者の連絡先
- (3) 危害を加えた日時及び場所
- (4) 危害を加えた飼い犬の、狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 4 条第 1 項の規定による登録及び同法第 5 条第 1 項の規定による予防注射の実施の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(飼い犬による被害の届出)

第 5 条 条例第 1 1 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 届出者の連絡先
- (3) 危害を加えられた日時及び場所
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(犬又は猫の多頭飼養の届出)

第 6 条 条例第 1 7 条第 1 項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 化製場等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 4 0 号）第 9 条第 1 項の規定による許可を受けた者

- (3) 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設を開設した者
- 2 条例第17条第1項の規則で定める数は、10とする。
- 3 条例第17条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 届出者の連絡先
 - (3) 施設の所在地
 - (4) 飼い犬及び飼い猫の数を合計した数
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 4 条例第17条第1項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。
- 5 条例第17条第2項の規則で定める事項は、第3項第1号から第3号まで及び第4号（飼い犬及び飼い猫の数を合計した数が同条第1項又は第2項の規定により届け出た直近の飼い犬及び飼い猫の数を合計した数に1.3を乗じて得た数以上である場合に限る。）に掲げる事項とする。
- 6 条例第17条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 届出者の連絡先
 - (3) 施設の所在地
 - (4) 変更した事項及びその内容
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 7 条例第17条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 施設の所在地
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
（特定動物の加害の届出）
- 第7条 条例第18条第4項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 届出者の連絡先
- (3) 危害を加えた日時及び場所
- (4) 危害を加えた特定動物の種類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
(身分証明書)

第8条 条例第20条第3項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（第2号様式）とする。

(様式)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な文書の様式は、別に定める。

(細目)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 浜松市動物の愛護及び管理に関する規則（平成13年浜松市規則第52号）
 - (2) 浜松市飼い犬条例施行規則（昭和40年浜松市規則第25号）

第1号様式（第2条関係）



備考 1 寸法 直径 5センチメートル

2 色

(1) 地色及び「浜松市」の文字は、緑色とする。

(2) 外枠及び「犬」の文字は、銀色とする。

第2号様式（第8条関係）

（表面）

第 号		
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 名	写真	
氏 名		
生 年 月 日		
年 月 日	交付	
年 月 日	限り有効	
浜松市長		印

（裏面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

注 大きさは、縦9.5センチメートル・横13.5センチメートルとする。